

別表

米沢市市民文化会館施設使用料

単位(円)

区 分			午前	午後	夜間	全日	超過使用料 (1時間につき)	冷暖房料
			午前9時～ 正午	正午～ 午後5時	午後5時～ 午後10時	午前9時～ 午後10時		
ホ ー ル	平日 (月曜日～金曜日)	入場料を徴収しないとき	6,740	11,240	13,490	29,240	2,910	1時間につき 4,490
		入場料を徴収するとき	16,870	28,120	33,740	73,120	7,300	
	土曜日、日曜日 及び休日	入場料を徴収しないとき	8,090	13,490	16,190	35,100	3,500	
		入場料を徴収するとき	20,250	33,740	40,500	87,740	8,760	
	仕込み・リハーサル		2,020	3,370	4,040	8,770		
会議室及び展示室			670	1,120	1,120	2,910	280	1回につき 1,120
楽屋(浴室を含む)			670	1,120	1,120	2,910	280	

備考

- 「休日」とは、国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)第3条に規定する休日をいう。
- 「入場料を徴収するとき」とは、入場料、会費又は会場整理費等其他名称のいかんを問わず、入場することに関し入場の対価を必要とする場合その他これに類する取扱いがなされる場合をいい、「入場料を徴収しないとき」とは、その他の場合をいう。
- 舞台面をリハーサルに使用する場合の使用料は、平日(入場料を徴収しないとき)の使用料に100分の30を乗じて得た額とする。この場合において、その額に10円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てる。
- 会議室及び展示室の冷暖房料は、「午前」、「午後」及び「夜間」をそれぞれ1回とする